
知的障害者福祉

第12 知的障害者福祉

1 知的障害者の状況

療育手帳は、知的障害者に対する各種の援護措置を受けやすくすることを目的として、昭和49年に設けられた制度である。療育手帳の交付を受けている徳島市の知的障害者数は、2,432人（平成31年4月1日現在）で、人口1,000人当たり9.6人となっている。

〔療育手帳交付状況推移〕

（単位：人）

年度	18歳未満			18歳以上			計		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
平成27年度	190	374	564	815	783	1,598	1,005	1,157	2,162
平成28年度	179	399	578	850	844	1,694	1,029	1,243	2,272
平成29年度	190	407	597	872	928	1,800	1,062	1,335	2,397
平成30年度	185	416	601	876	988	1,864	1,061	1,404	2,465
令和元年度	169	387	556	875	1,001	1,876	1,044	1,388	2,432

〔説明〕 上記人数は、各年度の4月1日現在としている。

2 知的障害者福祉の状況

知的障害者は、知的発達等に遅滞があるため、継続的に日常生活に相当な制約を受けている。

現在、知的障害者福祉対策は、知的障害者福祉法と児童福祉法に基づく制度を中心に、知的障害者の更生を援助するとともに、社会的自立を促進する施策を実施している。

※ 福祉手当等、身体障害者福祉と同一制度で運用している事業は、身体障害者福祉の項（113～119頁）に掲載している。

(1) 知的障害者相談事業

NPO法人徳島市手をつなぐ親の会に委託し、生活、結婚、職業等の相談を行うとともに、市内23地区に知的障害者地区相談員を配置し、生活相談等に応じている。

(2) 在宅知的障害者激励事業

在宅の知的障害者（児）の社会参加の機会、福祉の増進を図ることを目的に、障害者阿波おどり連に対して助成を行っている。

(3) 心身障害児（者）在宅介護等支援事業

家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめこの事業の実施について登録した介護者に介護を委託することにより、心身障害児（者）及び家族の地域における生活を支援している。